

「研削といしの取替え等の業務に係る特別教育」講習実施のご案内

労働安全衛生法第59条及び同規則第36条の規定に基づき、グラインダー・研削盤等を使用する事業者は、研削といしの取替え又は取替え時の試運転の業務に労働者を従事させるときは、当該業務に関する安全のための特別教育を実施しなければならないと定められております。

当協会では、これを支援するため、下記のとおり、この特別教育の学科と実技のうち、学科に係る講習を開催いたしますので、ご案内申し上げます。

講習科目	1. 自由研削グラインダー・機械研削用研削盤、同研削用といし及び取付け具等に関する知識 2. 自由研削グラインダー・機械研削用といしの取付け方法及び試運転方法に関する知識 3. 関係法令 ※実技(機械研削系は3時間、自由研削系は2時間)は、各事業者において実施願います。		
講習日時 講習会場	【受付】午前8時40分～9時00分 【オリエンテーション】午前9時00分～ 【講習】午前9時10分～		
8時40分受付 【遅刻厳禁】	第1回	平成30年 9月20日(木)	会場 高崎市産業創造館 高崎市下之城町584番地70
	第2回	平成31年 2月7日(木)	
	講習時間 9:00～17:50		
受講料金	会員事業場	7,660円 (講習受講料5,893円+消費税471円+テキスト代1,296円)	
	非会員事業場	7,770円 (講習受講料5,995円+消費税479円+テキスト代1,296円)	
※受講券交付後、取消しがあっても、受講料は原則として払い戻し致しませんので、ご了承ください。			
申込方法	お申し込みの前に必ず電話で、予約をして「予約番号」を取得して下さい。		
	予約後は申込書に必要な事項をご記入のうえ、事前に申込み手続きを済ませて下さい。 ※受講申込書のご提出は、下記いずれの場合もFAXで差し支えありません。		
	ご持参	受講申込書に受講料を添えて、受講日前に当協会へお持ち下さい。 ※お手数ですが、つり銭のいらぬようお願い致します。	
	郵送	「受講申込書」と「受講料」を必ず、【現金書留】に同封して、当協会へ郵送して下さい。	
銀行振込	◎振込先：群馬銀行 高崎田町支店 普通1047986 一般社団法人高崎労働基準協会 ・振込手数料は受講される方のご負担でお願い致します。 ・受講申込書は、郵送又はFAXで当協会へ送付願います。		
申込先 (問合せ先)	一般社団法人 高崎労働基準協会 〒370-0045 群馬県高崎市東町172-16 共済会館内 TEL 027-323-9847 FAX 027-327-9015 ※当協会にお越しの場合は、行事等により留守の場合がありますので、電話にて確認のうえお越し下さい。		
募集人員	72名		
修了証	・法令で定められた全科目・全講習時間を受講された方に【研削といし特別教育修了証】を交付します。		
その他	・受講券、筆記用具を持参して下さい。 ・助成金等のご相談があれば、承ります。		

「研削といし特別教育」講習受講申込書

予約番号

受講番号

平成30年 9月20日 平成31年 2月7日

(注) 受講する講習に○印を付記してください。

受講料・テキスト代を添えて申し込みます。

●記入はボールペン・万年筆等を使用し、楷書でご記入下さい。

受講者	フリガナ	生年月日	(歳)	
	氏名	昭和・平成	年 月 日	
	現住所 〒 -	電話	- -	
	都道府県	市区郡	携帯	- -
事業場	区分	・ 会員 — 高崎労働基準協会 ・ 非会員 () 労働基準協会 (注) 該当項目に○印又はご記入願います	労働者数	業種
	会社名	名		代表者名
	所在地 〒 -	電話		- -
	連絡担当者	FAX		- -
	部	課		

一般社団法人 高崎労働基準協会 長 殿

昼食(500円当日払い) 希望する・希望しない

◎ご記入いただいた受講者の個人情報、当協会において責任を持って管理いたします。

000

受講券 (「研削といし特別教育」講習)

一般社団法人 高崎労働基準協会

遅刻・早退等の場合は、法定の講習時間が未了となり、修了証が交付できませんので、ご注意ください。

フリガナ	
受講者氏名	
事業場名	

協会印	受講番号	昼食
		要・不要

講習日時	9:00~17:50
	平成30年 9月20日
	平成31年 2月 7日

●注

- この受講券を会場受付へ提示してください。
- 9時00分までに受付を済ませ、着席して下さい。【遅刻厳禁】
- 受講券交付後の取消しの場合、受講料は原則として返還いたしません。
- 昼食の斡旋を希望された方は、釣り銭の要らないように小銭をご用意下さい。

→ 受講日に○印を記入。

